

令和4年度紀美野町浄化槽設置補助金仮申込書

住所
申請者連絡先 氏名
電話

下記のとおり浄化槽設置整備補助金の仮申し込みをします。
申し込みの際し、申込要領に異議なきことを申し添えます。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 設置予定場所 | 紀美野町 |
| 新築・転換等の別 | 新築・転換（現在の状況：汲取り・簡易水洗・単独浄化槽・合併浄化槽） |
| 現在お住まいの住居状況 | 戸建住宅（合併・単独・汲取り）、集合住宅等、町外在住 |
| 持・借家の別 | 持ち家 借家 |
| 種類 | 専用住宅 併用住宅 |
| 併用住宅の場合 | 種類（ ） |
| 床面積又は人槽 | m ² 人槽 |
| 設置予定月 | 令和 年 月 |
| 使用人数 | 人 |
| 施工業者名 | 会社名 電話 担当者名 |

※ 本申込書は、あくまでも仮申請ですので補助金が必ず交付されるとは限りません。
別紙の申込要領をよく読んで、申込を行って下さい。

紀美野町浄化槽設置補助金申込要領

(1) 本申込書は仮申請であり、必ず補助金が交付されるものではありません。

(2) 募集期間内において本申込書を提出された方を優先的に補助対象とします。

【申込締切】令和4年11月22日(火)

(3) 補助条件等

- ・令和5年3月末までに工事が完成し、補助金の交付に必要な書類が提出できる者。
- ・現住所が町外であって、事業完了後1年以内に紀美野町に住民登録ができる者。
- ・併用住宅の場合は、概ね住宅の床面積が2分の1以上を占めていること。
- ・借地・借家の場合は所有者の承諾を得られること。
- ・浄化槽の処理水の放流先は、後々問題にならないよう申請者の責任において確認、調整すること。
- ・グリストラップ(油分離ます)を設置すること
- ・令和4年3月31日以前の完成物件は補助対象になりません。又、この事業は国の交付金を受けて行う事業ですので、交付金内示日以前に工事着工した物件についても補助対象になりません。
- ・アパート等の集合住宅は補助対象になりません。
- ・その他販売等営利目的である企業等については補助対象になりません。

◎浄化槽管理講習会を受講すること(受講済証書の提出が必要)

◎浄化槽法第11条に基づく法定検査の契約を締結していること(契約書写しが必要)

(4) 補助金額について

| 浄化槽の大きさ | 補助基本額 |
|---------|----------|
| 5人槽 | 332,000円 |
| 6~7人槽 | 414,000円 |
| 8人槽以上 | 548,000円 |
| 撤去費限度額 | 90,000円 |

※ 補助金額について、変動する場合があります。また既存単独処理浄化槽の撤去を伴う工事の場合は、撤去費用が補助の対象になります(限度額90,000円)。ただし、既存単独処理浄化槽を埋め戻した場合、最終清掃を行わなかった場合、撤去した浄化槽を最終処分場において処分しなかった場合は、補助の対象となりません。

注意事項

浄化槽は日頃からの維持管理が大切です。そのため専門の維持管理業者と委託契約をして頂く必要があります。また、通常の維持管理以外に県の指定検査機関が行う年1度の検査が法律で義務付けられています。